

第 1 5 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年7月31日（火）

13：30～15：30

場所：中央合同庁舎4号館 4階 共用第4特別会議室

山内部会長 遅くなりまして大変恐縮でございます。ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第 15 回総合部会を開催いたします。

本日、お忙しい中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まずはじめに、事務局の民間資金等活用事業推進室の赤井室長より、専門委員の選任についての御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（赤井室長） 6 月 26 日付で P F I 室長を拝命いたしました赤井でございます。よろしく願いいたします。

専門委員の改選が一部ございましたので、御報告申し上げます。

専門委員で総合部会のメンバーでもありました中村玲子専門委員が 6 月に辞任され、これに伴いまして、新たに早稲田大学政治経済学術院大学院公共経営研究科教授の小林麻理氏が本日付で専門委員に任命されました。また、本総合部会に所属することについて、P F I 推進委員会の森下委員長より指名がございましたので、御報告を申し上げます。

新しいメンバーの名簿はお手元にお配りしているとおりでございます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。今御報告にありましたように、小林麻理さんに本日付で専門委員をお願いするというので、どうぞよろしく願いいたします。

したがいまして、委員数は 17 名となりますが、本日、17 名のうちの 13 名の委員に御出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立していますことを御報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

皆様、御案内のとおりでございます。平成 17 年 8 月に P F I 法が改正されまして、この附則第 2 条で、「政府は、少なくとも 3 年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。これに関しまして、6 月 29 日に開催されました第 14 回の P F I 推進委員会におきまして、政府全体の改革に向けた取組みの進展にも目配りしつつ、P F I に関する諸課題を整理した上で、そのうちの優先順位の高いものについて検討して、現在の委員の任期が本年の 11 月に満了するわけでございますが、11 月ごろまでを目途に、総合部会から本委員会に検討結果を報告すると、こういう御指示がございました。これに基づいて、先ほどの 3 年ごとの見直しに対応しようというわけでございます。

したがいまして、11 月ごろを目途に総合部会で検討を進めていきたいというように思っております。今、7 月の末ということで、もう 8 月でございますので、11 月までというのはある意味では非常に限られた時間内で議論するというのでございますので、密度の濃い議論をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、ただ、これからどのように進んでいくかということにつきまして、まずは皆さんの御意見を賜ってから進めたいというふうに思いまして、今日のところは初回で、まずはフリーディスカッションをして、皆さんの問題意識とか、あるいは問題提起というものを御披露願いたいと思っております。

それで、今日の議事次第にありますように、フリーディスカッションがメインですが、まずは現状でPFIはどんなふうになっているのかということについて、事務局から御報告をいただきまして、それに基づいて議論することが有意義だと思います。

それでは、事務局の方からまずはPFI事業の現況等につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、まずは資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から順に、まず議事次第の1枚紙。その次に座席表。その次に資料1としまして「PFI事業の現況等について」、資料2としまして「PFI推進委員会総合部会における検討の進め方について(案)」、参考資料1としまして「今後の検討事項に関するフリーディスカッションにおける各委員の意見」、参考資料2としまして、PFI法附則第2条の抜粋がございます。参考資料3が総合部会の委員名簿でございます。参考資料4に、第13回、5月24日の総合部会の議事録と、参考資料5としまして、第14回、6月15日の総合部会の議事録がございます。

そして、第13回の方は、委員の皆様には御照会をさせていただいておるところでございますけれども、一部の委員の方からまだお返事をごきませんので、未定稿とさせていただきます。

それと、第14回の方は、今回初めてお出しするものでございますが、これにつきましても、後日事務的に御照会させていただく予定でございます。

以上でございますが、不足等ございますでしょうか。もし後ほど不足等ございましたら、事務局の方までお知らせください。

以上でございます。

PFIの現況等について

事務局 それでは、資料1に従いまして、PFI事業の現況につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

先ほど山内部長の方よりお話がございましたとおり、6月29日に第14回のPFI推進委員会が開催されたところでございます。その際にPFIの現況ということで、こちらと同じ資料で御報告をさせていただきました。ただ、数字についてでございますけれども、それからほぼ1カ月経過をしておりますので、前回、5月末日現在の数字でお示しをいたしましたが、今回の数字は6月末日現在ということで、今、私どもが持っております最新の数字にアップデートしております。

それでは簡単に御報告をさせていただきます。まず、2ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、実施方針の公表件数ということでございますが、現在、全体で279に至っているわけでございます。そのうち151が既に運営段階に入っておるということでございますの

で、半数以上が既に運営段階に入っているということとなります。

次に、地域的に見てまいりますと、青森、群馬、奈良、和歌山、鳥取、宮崎の6県につきまして、いまだPFI事業が実施されていないわけですが、その他の地域においては、何らかの形でPFIが実施されているということが読み取れるかと存じます。

4ページにまいりますと、事業件数の累計と事業費でございます。こちらでございますとおり、着実に増加しているわけですが、折れ線のグラフが公共の負担額という意味での事業費でございます。6月現在で2兆2,380億円という数字になっております。

それから、運営段階に移行するPFI事業でございますが、これも申し上げており、着実に増加しております。見ていただきますと、第1四半期でございますが、4月から6月に供用開始しているものが多いということで、この時期の棒グラフが非常に高いということが読み取れるかと存じます。

次に6ページでございますけれども、これまで8年間の導入実績ということでございます。いわゆるValue For Moneyベースで、しかもこれは公表されている数字を足し合わせている限りというものでございますけれども、公共負担額のうち約24%、5,457億円のVFMが出ているということでございます。したがって、通常のいわゆる公共事業で行った場合と比較をいたしますと、5,457億円公費が節減されているのではないかとということで、PFIの導入により、国、地方公共団体、独立行政法人等を通じた国全体の財政再建に寄与しているのではないかと考えている次第でございます。

次に、事業者選定方式でございますけれども、これも御案内のとおり、我が国のPFI事業につきましては、すべて総合評価で行われております。価格だけの評価でやっているものというのは、私どもの把握している限りは一つもございません。このうち国につきましては、総合評価一般競争入札が多いということでございますが、地方公共団体については、公募型プロポーザルが一定のパーセントを占めているということでございます。

次に8ページ、管理者別の事業数ということでございますが、国が14%ということで、73%が地方公共団体事業ということでございます。したがって、我が国のPFI事業の主要なプレイヤーというのは地方公共団体であるということがここから読み取れるかと存じます。

それから、事業費の回収方法による事業数ということでございますが、第1類型といういわゆるサービス購入型の事業が全体の62%を占めております。それから、公共サービスの受益者からの料金収入をもって事業費の全額を賄うという、いわゆる独立採算型と呼ばれている第2類型でございますけれども、こちらは6%という数字でございます。

10ページにまいりますと、所有形態による類型別事業数ということでございますが、これも英国等と比較いたしますと、我が国ではBOTが非常に多いというのが特色でございます。全体の67%がBOTということで、BOTは15%ということでございます。なお、BOTの比率につきましては、漸次増えているというのが昨今の傾向でございます。

11ページにまいりますと、事業期間別事業数ということでございますが、これは大きな

一つの山が 15 年から 17 年、もう一つの山が 22 年というところにかたまっております。非常に大雑把にいきますと、15 年から 17 年といったあたりにかたまっておりますのは、例えば宿舎であるとか、官舎であるとか、どちらかというところといった建設プラスファシリティマネジメント型というものが多く、長期にわたるものにつきましては、いわゆる病院であるとか、刑務所といったような、いわゆる運営重視型というものが多くというものが一つの傾向としてございます。

12 ページでございますけれども、事業費の分布というところでございます。これは非常に見にくくて大変恐縮なんですけど、「10 億～」と書いてありますのが、10 億以上 50 億円未満というものでございます。

見ていただきますと、ここの山が非常に大きいということで、我が国の P F I 事業はおおむね 50 億円よりも小さいところに山があるというふうに御理解いただければと存じます。したがって、相対的に見ますと小さいものが多いということでございます。ただ、最近では、1,000 億円以上のものも増加してきておるといのは皆様方御承知のとおりでございます。

それから、5 月 13 日でしたか、美祿の刑務所について開所式が行われました。簡単にこちらについて御紹介を申し上げます。

美祿の社会復帰促進センター、刑務所でございますけれども、こちらの整備運営事業につきましては B O T 方式でやられております。こちらの事業の一つの大きな特色は、P F I 事業は、それ自体としては法律において公共が行うべき事務としたものについては、民間が事実行為を除いてその実施を行うということではできないわけでございますけれども、この美祿の社会復帰促進センターにつきましては、構造改革特区をあわせてかけておりました、こちらの方で、いわゆる従来の監獄法で公共の業務とされていた業務、例えばここにございますような警備、職業訓練等につきましまして、構造改革特区法の枠組みの中で、民間に委託可能ということとなりました。このような枠組みを活用することにより、民間の業務範囲を大幅に拡大させたわけでございます。結果といたしまして、約 8.5%の V F M が実現いたしまして、地域の活性化にも寄与しているということでございます。

14 ページ以降は、1 つのトピックといたしまして、昨年 11 月 22 日に関係省庁連絡会議幹事会で申合せをいたしましたもの内容につきまして、御報告をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、最近、病院、刑務所のように、運営の比重が高くて、非常に複雑であって、発注者だけでなかなか要求水準をまとめきれないといったような事業が増加しております。例えば、病院事業につきましては、現在 11、刑務所については 4 事業が実施方針を策定済みといった状況でございます。

こういったものにつきましては、要求水準書だけを見て、入札参加者が具体的にどういうものをつくるのかというところがなかなかわからないところがございます。したがって、要求水準書等のいわゆるクラリフィケーションということが極めて必要になってくるわけでございます。

しかしながら、従来はこういったところにつきまして、いわゆる文書での質疑応答ということで対応がなされていたというのが実態でございます。ここについて、より意思疎通が図られるような何らかの仕組みというものが求められていたわけでございます。

このような状況もございまして、実は平成 17 年の P F I 法の改正附則第 3 条で、民間事業者との対話、段階的な事業者選定のあり方等について、政府は検討をするというような規定が新たに入ったところでございます。私ども政府といたしまして、関係省庁の間でこの規定を踏まえて検討をしたというわけでございます。

それから、後ほどちょっと御説明をいたしますけれども、欧州では同様の趣旨で、複雑な事業といったものにつきまして、競争的対話方式といったものを 2004 年に導入しているところでございます。こちらにつきましては、2006 年の段階ですべての E U 加盟国が導入の意思決定をしているところでございます。この関係省庁連絡会議幹事会申合せをまとめるに当たりまして、競争的対話方式というのを私ども勉強させていただきまして、できるだけ現行の枠組みで競争的対話方式の趣旨が生かされるように、制度の設計をさせていただいたところでございます。

基本的な考え方といたしましては、先ほど来申し上げましたとおり、入札参加者が発注者の意図を明確に把握するように、十分な意思疎通ができるような仕組みを構築していくということでございます。これを幹事会申合せでは対話と呼んでいるわけでございます。

そこで、対話というのを一体どういうふうにやっていくかということでございますが、従来は、実態としては、文書での質疑応答ということに限られていたわけでございますが、これにつきまして、応募者ごとに個別に、そして対面で、口頭で対話をしていただいて結構ですよということを明確にお示しをしたということでございます。

また、この対話のプロセスの中で、従来はなかなか入札参加者の方でこういったもの果たしてつくっていいのかどうかというところがわからず、困ったといった部分がありました。結果として落札をした後に、こういったイメージでどうですかということで落札者の方が発注者の方にお示しをすると、全然イメージが違うといったようなお話もあつたやに聞いております。

こういったことがないように、対話のプロセスの中で入札参加者が設計図面を発注者の方に示して、これが果たして発注者の要求水準書にかなっているかどうかということも可能であるということを幹事会申合せの中で明確にお示しをしているところでございます。もとよりこのような対話をするわけでございますので、すべての入札参加者において共有べき情報というのは、公平性の観点から共有をしていくべきというふうにお示しをしておりますが、例えば、A 社の具体的なアイデアを、このアイデアは果たして要求水準書に合致しているかどうかということを知るような場合もあるわけでございます。こういったものを発注者が A 社から聞いたからといって B 社の方にお話をするということでありまして、民間事業者にとって非常な不利益を与えるということになりますので、こういったことはいけませんよということも明確に示しているわけでございます。

それから、こういったことを満たすということになりますと、当然、入札参加者が5社も6社も7社も8社もということになってまいりますと、なかなか手間がかかるということになります。したがって、段階的な審査ということで、絞り込みが一定のルールに基づいて可能ですよということも明確に示しているわけでございます。

ただ、この関係省庁連絡会議幹事会申合せは、会計法の枠組みの中でできることをお示ししておりますので、当然一般競争入札ということをお前提にしておりますから、この絞り込みの一つの原則というのは、相対的にということではなくて、あくまで絶対的な基準に従ってというようなルールになっているわけでございます。

それから、このようなプロセスを経るわけでございますので、当然この入札のプロセスを経ますと、落札する段階では、入札参加者は発注者のイメージを的確に把握をして落札をしておるはずでございますから、落札後の変更というものは最小限にする必要がありますよねということでございます。

ただ、PFI事業の場合は、そうはいても、そういうことはなかなか現実的には難しいので、そこは多少のアラウワンス(allowance)があると。そのアラウワンス(allowance)の部分を「競争性の確保に反しない場合」ということで整理をしているわけでございます。

最後になりますけれども、こういったプロセスを経るものでございますので、当然長期間にわたることにもなりますし、いわゆるトランザクションコストというものも非常にかかるものにもなるわけでございます。そういうことになりますので、すべてのPFI事業にこういったものを適用するということではなくて、先ほど申し上げましたとおり、発注者のみの能力で要求水準書を作成することが難しいといったような案件ということに重点的に適用をすることを想定をしているということでございます。

以上が関係省庁幹事会申合せの内容でございますけれども、実態といたしましては、既に現場でこういったことがなされていたわけでございます。それが東京都の多摩の病院事業の例ということでございます。15ページを御参照ください。

16ページを見ていただきますと、多摩の病院、これは16ページを見ていただくよりは21ページをごらんくださいませ。21ページを見ていただきますと、EUにおける競争的対話方式と今回の関係省庁連絡会議幹事会申合せに示された手順を見比べるような仕組みになっております。

もちろんEUにおける競争的対話方式というのは、これ自体として一つの制度として完結しているものでございます。一方、幹事会申合せは、一般競争入札の枠組みにおいて、現行の会計法を前提にした上で、ここまでできますよということをお一つの解釈としてお示ししているものでございますので、その限りでの一定の限界はございますが、おおむね手続的には同一のプロセスを経ていくものとなっているということがおわかりになるかと存じます。もちろん、現行の枠組みでは、いわゆるネゴシエーションということとはできないわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、発注者の意図をできるだけ明確に把

握をするというところについては、かなり競争的対話方式に近い仕組みになっているのではないかと考えている次第でございます。

以上が今回の関係省庁連絡会議幹事会申合せの内容でございました。

それから、22 ページをお開きください。本日のいわゆる市場化テストに関係した委員の先生も御出席されているわけですが、かねてよりそういった先生の方からこういった官民連携手法が複数あるにもかかわらず、この間でいわゆるノウハウがシェアされていない、そういったことを事務ベースで連絡調整していくべきではないかというような御指摘をいただいていたところでございます。また、現場では3つ制度があって、その違いがよくわからないといったような声も私どものところに届いておりました。

こういった声、需要を踏まえまして、私ども、公共サービス改革推進室、総務省の指定管理者制度を所掌している関係各課の皆様方と御相談をいたしまして、ノウハウをシェアをするために必要な情報交換を行いましょう。また、それができるだけ明確にわかりやすく、それぞれの制度の違い、それぞれの制度がどういったところで適用すれば最も効率的な公共サービスが実現するのかといったことについて、わかりやすく皆さんに示すようなものをつくっていきましようといったことで、関係省庁連絡協議会というものを発足いたしまして、5月15日に第1回の会合を開かせていただきました。今後こういった枠組みを通じまして、できる限りノウハウを共有いたしまして、より効率的なサービスを国民の皆様方に提供すべく頑張ってまいりたいと考えている次第でございます。

それから、情報発信機能の強化ということでございます。こちらにつきましましては、私ども、本日もお配りをしておりますが、アニュアルレポートといったものを作成いたしておりましたり、24 ページでございますけれども、先ほど御説明をいたしました関係省庁連絡会議幹事会申合せの内容につきましまして、セミナー等を経団連会館で開かせていただいたりしております。経団連会館でのセミナーは、400名というキャパであったわけですが、506名の方にお越しいただきました。大変こういったものについての需要が高いということが私どもしみじみとわかった次第でございます。

最後になりますけれども、こういったもののほかに、いわゆる公共施設の管理者等の皆様方に対して、PFI事業における助言指導等に関するセミナーというものを昨年度実施をいたしたところでございます。これも前回、推進委員会の委員の先生の方から、ブロック都市だけでやるということではなくて、むしろ、なかなかそういった会合に出れないようなところで積極的に実施をするべきではないか、といったご意見を踏まえ、今回、例えば岡山であるとか、静岡であるとか、高崎であるとか、そういったところでも実施をしたところでございます。さらに、今後、青森であるとか、和歌山であるとか、そういったところで実施をする必要があるかと思っております。今後とも委員の先生方の御指導に従いまして、よりの確に情報発信をしてまいりたいと考えている次第でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

後でフリーディスカッションをしていただきますが、その前に、今御説明いただいた現況等について、質問がございますでしょうか。

L委員 1点教えてください。20 ページですが、よもや誤解はないと思いますが、「競争性の確保に反しない場合とは、VFMが向上する場合を想定する」と書いておりますが、この前提としては、あくまでも競争に参加する当事者の公平性が担保されることがまず前提であって、Value For Money だけの議論だけではないと思います。もしこれを知らない人が見た場合、この表記では誤解を受ける恐れがあるのではないかというふうに思いますので、この部分は前提条件を入れないと、公共調達原則からはかなりデビエートしてしまうような気がいたします。

事務局 御指摘のとおりでございます。すみません。

山内部会長 その他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、また何か御疑問がありましたら、後のフリーディスカッションの中でも触れていただいて結構ですので、先に進めさせていただきます。

議事次第の2番目、フリーディスカッションというふうになっています。フリーディスカッションにこれから移るわけですが、前回の総合部会で、皆様から御意見をいろいろいただきました。その意見を事務局の方でまとめておいていただいておりますので、まずはこの辺を紹介していただいた方がディスカッションしやすいかと思っておりますので、これも事務局の方から御説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

フリーディスカッション

事務局 先ほど少し時間をオーバーしてしまいましたので、参考資料1でございますけれども、これは6月15日に開催されました総合部会におきまして今後の検討事項について、委員の皆様方にフリーディスカッションをしていただきました。そのときの委員のご発言の抜粋をお示しするとともに、なかなか抜粋だけではわかりにくいかとも考えましたので、私どもの方で簡単な要約をつけさせていただきました。適宜本日のフリーディスカッションの御参考にさせていただければと存じます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。参考資料1ですね。M委員、K委員、L委員、C委員、E委員ということで、項目を挙げていただくと同時に、2枚目から議事録もついておりますので、その辺も御確認をいただきながらということで、簡単にですけれども、M委員からは、防災とかそういう形でPFIの範囲を広げるにはという話がありましたし、K委員からは、事業者選定、行政財産の問題、契約の標準化、あるいは民間事業者の形態、ファイナンス、Value For Money ということ。L委員からは、実務の慣行を制度改善につなげる仕組みという非常に重要な御指摘。C委員からは、要求水準書の明確化の問題。E委員からはリスクマネジメント、情報の包括的な収集の仕組み、トランザクションコスト、こんなようなことをいただいておりますけれども、それを頭に置いていただいて、

フリーディスカッションというふうに思いますけれども、今日は最初ですので、大変恐縮なんですけれども、皆さんからお一人ずつ、一言ずつ御意見をいただいたらどうかというようなことを思っております。それから御自由な発言ということで、ある意味では一つの問題提起というか、問題意識を皆さんから御発言願えればというふうに思いますので、大変恐縮なんですけれども、B委員から時計回りでいきたいとしますので、何か一言ございましたら、よろしくお願ひしたいとします。

B委員 そんなに深く考えてきておりませんが、1つは、この資料に第1回官民連携手法に関する関係省庁連絡会議が開催されたという御報告がございましたけれども、あるいはそこで議論になっているのかもしれないけれども、これらの複数の制度のすり合わせをして、どういう問題があるのかということ、こちらの方でも受けとめていく必要があるのではないかとします。どういう問題があるかというのは私にはわかっていないのですが。

それと関連しまして、これはI委員がむしろご専門のことなんですけれども、国家賠償法の適用との関係で、今年の1月、大変注目すべき最高裁の判決が出されたわけなんですけれども、PFIも含めて政府がこういう手法を推進しようとしているときに、成り行きの結果は最高裁判所待ちでいいんですという姿勢でいくのか、あるいはその辺を何か整理しておく必要があるのかというのは、私はよくわからない点なんですけれども、今までこういう国賠関係は、裁判規範ですから、最後に決着がつけばそれでいいのであって、それを事前に立法的にいじろうという姿勢はほとんどなかったわけで、そういうところに異質なものを持ち込むことは無理かとも思います。議論としては、国家賠償の問題というのは、要するに民間事業者が参加しようとするときに、どういうリスクを見込んだらいいのかということで、現在の最高裁のは、むしろ民間事業者にとってはありがたい判決だったわけなんですけれども、そういうことを思っております。

3番目は、事業者選定のあり方。これは、先ほどの冒頭の関係省庁連絡会議の申合せによって、かなり私の思っていた点は改善したと思ひますが、引き続き、ひょっとして改善すべき点があるかもしれないと思っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、とりあえずは御意見を伺うということで、次にE委員お願ひいたします。

E専門委員 参考資料1にも書いていただいていることが主かと思ひんですけれども、まずは、リスクのガイドラインはあるにはあるんですが、なかなかそれをもとに実際に現場でリスクマネジメント段階までいくのは難しいかと思ひますので、それに関しての何らかのマニュアル的なものを一つ整備できれば、これはいろいろなところで使える、地方自治体とかそういうところで使えるという意味では価値があるものではないかなというように思っております。

それから、リスクの調査をいろいろ我々もやったことがあるんですが、リスクの調査と

というのは、落ち度を調べられるというような意識が役所の方にはおありなことが多くて、それを十分に把握することは難しいことがございます。逆に、リスクマネジメントの基本は、どんなことがあったのかということで、先例に学んでという形が一番重要なことかと思うんですけども、そのためのリスクの報告システムみたいな形のものがあるかという形で構築できればというふうに考えておりますし、幾つかリスクが顕在化した事例もあるかと思いますが、それほど目立たないことは私の方へは全然承知しておりませんので、そういうのを何らかのところで一括して集約していくようなシステムをつくっていくということがまず重要なというふうに思います。

それから、トランザクションコストも書いておりますけれども、事前、事後にわたって、どれだけトランザクションコストが実際に発生しているのか。導入当初はかなり過大なコストも発生したと思いますが、これだけの案件が出てきた中において、どれぐらいのものをトランザクションコストとして想定したらいいのかというようなことを、今後いろいろなところで検討する意味では重要ではないかなというふうに思います。

それから、PFI法に書かれている事業項目の中でまだまだ実施されていない項目もあるわけですが、そういう分野に対して、本当に適さないのか、あるいは、さらにいろいろなことを検討して具体的に適用していく方がいいのかというようなことも、この委員会の中でも検討すべき対象ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。それではJ委員、お願いいたします。

J専門委員 フリーディスカッションというよりは、現状思っていること、ということでお話します。

1つは、今、PFI事業の現況等について御説明いただいた件です。結局、実施法人の策定件数につき、累計で右肩上がりですというような説明がありましたけれども、年度ごとに、あるいは四半期ごとに当初見込みというのがあったのか、よくわからないんですが、当初、PFIはこのぐらい日本において利用されていくであろうというところがあったとしたらそれと比べて、現状の浸透の状況というのがどうなのか、累計件数と金額ではちょっとわかりにくいな、というふうに思っています。全体の公共事業等との比較ではどうか、結果として5,457億のValue For Moneyが出ている、ということであれば、もっと増えてしかるべきなのかどうか、その辺がちょっとわからないなと思っています。

あとは、リスクマネジメントですけれども、確かに事業を推進していく上では、マネジメントしていくという部分が難しく、そのリスク認識、あるいはリスクマネジメントの仕方、それらはマニュアル等の必要性ということで6月のフリーディスカッションに出ていたということではございますけれども、この辺も何らかの形で文章化していく必要があるのかなという感じはしております。

もう一つは、金融の多様化なんです。現状、融資という形でやられている部分が多いと思うんですが、超長期にわたる事業であるものですから、金融機関から見た、あるいは金

融機関に限らず投資家から見た流動性などが確保されるような証券化、流動化の仕組みがもう少しあれば、資金面での参加者も増えていくのではないかなと思っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。それではI委員、お願いします。

I 専門委員 参考資料1のところはかなり出ていると思うのですが、B先生から御発言があった国賠との関係で申しますと、官民競争入札なども含めて、このような民間委託についての国家賠償法の考え方につきまして、確かに裁判所から新しいといいますが、我々が従来考えていたのと別の枠組みが出されているというのは事実だと思います。ただ、特にPFIの場合は大体施設関係ですので、国賠法2条の方でいけるのではないかと思うのです。ですから、あの最高裁判決が直ちにはこちらには及んでこないという感じはいたしておりますが、そこで、一応2条についてどう考えるかというのは、こちらでも何回か考えてきたものはあるので、それ自身を直ちに換えなくてはならないということではないようにも思いますが、2条についてもさらに検討していくというスタンスでよいと思っております。

いずれにせよ、安全についての考え方が非常に変わってきている。前回、そういうことで、安全についても、ここでテーマにいたしましたけれども、その辺りの視点は引き続き必要ではないかと思えます。

それに関連しまして、リスクの問題ですが、リスクの情報をいかに的確に認識していくかということで、それをどちらが負うということについても、まず、リスクが認識されていないとできないわけでございますので、それは大切だと思いますが、多分、廃棄物の施設など、施設によって非常にリスクというものが違うと思います。これもどのように類型ごとに考えていくのか、あるいはリスク情報を収集する仕組みのあり方なども、施設によっても異なってくるように思います。

恐らくPFIを進めていく中では、典型的な施設というのはあると思うので、そこで典型的に考えられるリスクというのはある程度は明確にしておいた方が多分親切だろうという感じがいたしております。

それから、あと1点、公物管理法については、従来からずっと言われてきた話ではあるのですが、例えば、私が今関わっている官民競争入札の方では、いわゆる公権力の行使についても受託した民間が行使できるという特別の規定を公共サービス改革法の方でつくったので、正面突破しているということになっています。PFIの場合はそういう規定がないので、あくまで契約でやるということになりますので、そうすると、契約での突破はできないので、施設関係について仮にそのようなことを考える場合には、個別的な立法的な措置を求めていくということにならざるを得ないのかと思っておりますが、そのような業務については官民競争入札の法律のような立法がなされたということ、PFIが始まってすぐはそういうことは念頭に置いていなかったもので、このような新しい状況もあるということは、一応頭に入れておいた方がよいと思えました。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。F委員、お願いいたします。

F専門委員 まだ委員になったばかりでございますので、私の今のところの感想程度のことでございますけれども、何点か思いつくところを述べさせていただきたいと思います。

I委員も参加していらっしゃる官民競争入札では、私としては入札監理小委員会というのに属しているんですが、そこで一番問題なのは、要求水準の問題であります。コストとサービスの質との関係というのをどういうふうに明確化していくのかというところで大変大きな困難に直面してしまっていて、その意味で、PFIを実施する場合に、コストの水準とサービスの質の水準というのをいかに発注者側が明確化していくかということが問題なのかなというように考えております。

そのときに、先ほどお話があった対話というのをいかに組み込んでいくかといいますか、対話の役割とかあり方というのを検討していく必要があるだろう。その検討をする際に、競争というものを確保していくために、あくまでも公正性を保つためにいかに対話をやっていくかということが問題になるのではないかなというようなことを感じました。

2点目は、先ほど事業期間の問題があって、十数年から20年、30年に及ぶところもあるということですが、事業期間とPFIのやり方といいますか、BTOなのかBOTなのかといったところで、発注者側はもちろんサービスを購入するということがあるとしますけれども、事業者側が将来のキャッシュフローをどのように認識していくのかといったところで、事業期間とBTO、BOTのあり方という検討も必要なのかなというように感じております。

通常の民間企業でありますと、投資を行うときには将来キャッシュフローが重要ですし、また、官というところからしますと、サービスの利用度といった観点も重要でありますから、将来にわたってのサービスの提供度合いですとか、あるいは事業運営を行っていくときの料金収入の見積りといったところでのあり方が、事業期間との関連性で、ライフサイクルをトータルに管理していくという観点からは重要なのではないかと思います。

3点目は、まだ十分な事業運営に入っているところは150何件というようなお話でしたけれども、そろそろ事業のプロセスといいますか、事業のライフサイクルにおいて、例えばこういうタイミング、こういうプロセスの途上では、こういうグッドプラクティスがあるよというような、グッドプラクティスの共有化といった意味での蓄積、グッドプラクティスと、先ほど事務局からもグッドプラクティスを何で判断するのかというのが難しいというお話を事前にさせていただいたところなんですけれども、グッドプラクティスの共有化と積み重ねといいますか、蓄積と共有化というものが重要なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。G委員、お願いいたします。

G専門委員 私の方は、民間の応募する事業者側の立場ということでお話しさせていた

だきたいと思います。

私どもの会社では、これまで引き受けしたもので 30 件近くございます。わかりやすい例で言うと、このお隣の合同庁舎 7 号館というのをやっています、これがごらんのとおり、ほぼ竣工しております、10 月の初旬に竣工、引渡しという状況です。

ただ、これが実際にコンペがあって当選したのが約 4 年近く前ということで、これまで 99 年の法律ができてから、7 年、8 年、あるいは 300 件弱というふうに言われておりますが、実際に形になって、あるいは運営段階に入っているものというのはまだそれほど多くないんですね。ですから、それが運営も全部完了して、事業が終了したというのは、おそらくまだ 1 件もないのではないかなと。そういう意味では、まだなかなか見えないところがたくさんあるのが P F I の事業で、そういう意味では発展途上、あるいは逐次どんどん改善していったきたいというところが正直なところですよ。

前回の総合部会は所用で欠席になりまして、そこで、お手元の参考資料 1 で、前回、いろいろな委員の方から建設的な意見が出たというふうに書いてあります。私の方は、こういった論点、あるいは今後いろいろ出る論点について、1 つは、P F I を当然のことながら推進する、あるいは発展させる、それにはどうしたらいいのかという観点で議論に参加させていただければなというふうに思っております。

ちょっとわかりづらいと思うので、言葉を変えて言いますと、P F I が関係者各位というか、全員にとってより魅力的であるようにするためにはどうしたらいいかという観点で議論に参加させていただけないかなというふうに思っています。関係者というのは、当然のことながら発注者である官、受託者である民間事業者、施設によっては、エンドユーザーである国民、市民の方、こういった方がおられると思います。「魅力ある」という意味は、これはすべての人にとって魅力的でなければ、なかなか継続したり発展したりはしないのではないかなと。

よく、先ほどの説明資料でも、V F M がたくさん出たから、この P F I は非常にいい仕組みだということですが、それは確かにそういうところも言えると思いますが、あまりそれを強調し過ぎると、発注者のお立場での議論ということになって、逆に言うと、民間の引受け業者から見れば、非常に辛い、厳しい。特に P F I 事業というのは長期の引受けですから、お金にも余裕がないと、何か起こったときに柔軟性がない、継続性がない、そういったことにもつながるのかなと。ですから、関係者全員にとって魅力のあるものは何か。そのためには、現行制度なり法制度をどうしたらいいか、そういった議論に発展していただければと思っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。D 委員。

D 専門委員 私の方は公共施設で発注者側になっておりまして、施設が実際にオープンしてから 5 年たちます。そして、実態は、施設の維持管理ということをお願いしているんですが、現実には特に問題になるようなことが今発生しておりません。ただ、30 年という長

い契約期間の中で事業期間が長いということで、その中で職員が入れ代わりということがございまして、長い間には、入れ代わったときに、どうつなげて、何が問題でという、その送りというんでしょうか、お互いに事業者側とこちらの方の施設側の使用している側の両方のつなぎというそのところがうまく調整を図っていかなければいけないというようなことを感じております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、H委員。

H専門委員 今日は、PFI関係者の中でファイナンス関係ということでお話をまずさせていただければと思います。

法施行後8年たつわけでございますけれども、日本においてはことにファイナンスという面では、日本型と申しますか、日本版と申しますか、そういった特色ある発展をしてきたのではないかなというように考えております。

キーワード的に申しますと、1つはプロジェクトファイナンスという形でファイナンスがつく。もう一つは、協調融資と申しておりますけれども、複数の銀行が集まってシンジケートなるものを組んでファイナンスを行う。こういったものを中心に進んできた。それが恐らく英国型のモデルとはどちらも少しずつ違っていたりするところがあるのではないかと思います。

なぜ日本型のPFIファイナンスというのが諸外国の例とちょっとずつ違うのかということを考えてみますと、すごくシンボリックな言い方をいたしますと、1つは、日本では恐らくゼネコンさんが海外よりしっかりしている。工事が期日内に予算をオーバーしないでちゃんとしたものができる。いわゆる完工リスクが、海外におけるより日本において、感覚として小さく評価されているのではないかなと思います。

もう一つは、ファイナンスの立場から申しますと重要なポイントだと思うんですけれども、地域の金融機関、いわゆる地銀さんなどが日本は物すごく発達しているんですね。英国は地銀というのはほとんど存在していないんですけれども、日本では地銀さんだけで全国に100行以上存在している。1県2～3行です。しかもそういった地銀さんが地域に対してすごくコミットメントが強いものですから、PFI案件になりますと、皆さん非常に意欲的に取り組まれる。その意味で、地域の金融機関の中にPFIやファイナンスに関するノウハウもかなりのスピードで普及しつつあるというような感じかなと思っております。

そういう意味で、この8年間を見ますと、銀行ローンの世界が95%で、そこでかなり競争的なPFI関連のファイナンスの市場ができてきたのではないかと申しているところでございます。

では、今後に向けての問題点、あるいは課題は何か。ちょっとセンセーショナルな言い方をさせていただきますと、大手の金融機関、すなわちメガバンクや証券会社を中心に、PFIファイナンスなるものに対する取組意欲みたいなものがちょっと薄れてきているのではないかなというふうに心配しております。

なぜ意欲が薄れているのかを考えてみますと、一言で申しますと勘定が合わない。手間ばかりかかって、利益が薄いという認識が正直言って出てきています。

では、なぜそんなことになっているのか、これもシンボリックな言い方をいたしますと、問題点として3つぐらいあるように思います。1つは、1件あたりの規模があまりまとまっていない。先ほど事務局からお話ございましたが50億というのは大きい方の案件だという感じですから、そうですと、手間暇かけてファイナンスをアレンジするということになりますと、どうも合わない。

2つ目は、いわゆるリターンでございますけれども、収益率、これが薄くなってきているというようなことがございます。

3つ目ですけれども、変な言い方が、私ども金融機関というのは、PFIに関しては2段階選抜でございまして、まず入札に当たって事業者さんから呼ばれまして、条件をお出しする。そこでたたかれて、何行かのうち1行が選ばれる。そこから今度は事業者さんが入札に入られて、そこでまた何グループから1グループが選ばれる。2段階選抜の最後までいける確率が低いというのが正直あります。

ということで、大手の金融機関のPFIファイナンスに対する取組みについて、数年前と今を比較いたしますと、熱心度が薄れているかなというふうに思って危惧しております。

引き続き、このPFIファイナンスが十分に競争的な市場であるためにということが必要か。ここで「競争的」というのは2つの意味がございまして、一つは、価格がリスクに見合ったしかるべき安価な価格であるということ。もう一つは、ファイナンスの質が維持されているということかと思えます。そのためには、もうちょっと規模がまとまっていく、国民生活に本当に必要な大型インフラ案件みたいなもの、そういったものが出てくる。あるいは、先ほどBTO案件が増えているとの事務局のお話ございましたけれども、むしろBOT案件のようなもの、あるいは独立採算型、こういったもので民間のサイドに事業性に関するリスクもあれば妙味もあり得るといったような案件がもうちょっと増えてくるということが望ましいのではないかなというふうに考えております。

今後何回かの会議の中でファイナンスの問題もいろいろと討論されるのではないかと思いますけれども、私としてはぜひそういうあたりも念頭に置いていただいて議論を進めていただければ、現場の実務家としてはありがたいなというふうに思っております。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、K委員、お願いします。

K専門委員 前回申し上げましたので、もうあまり申し上げることはないんですが、付け加えて、私はPFIについて、従来から、よりアトラクティブで、より使いやすい、使い勝手がいい制度という形をもっと目指すべきだという形で言っていて、PFIの今の制度についてはもう少し改善の余地があるのではないかと、やや批判的な主張をずっとしているわけです。

最近、今、Hさんからもちょっと話がありましたが、公共サイドから見ても、少しPFI離れの雰囲気があるのも事実です。私はこれは別に悪いことじゃないと思っています

ね。むしろ、PFIということをよく理解した上で、その中で、例えばCM方式を使うとか、いろいろな形の選択肢が出てきて、そういうことでいきますと、自治体としては、よりそういう形で選択肢が広がった。その中でベストバリューをどういう形で求めていくかという形で、そういうことだけでいっても、PFIは一つの役割を果たしたという面があると思いますが、これから何を考えていくのか。特に効率を見直すということもありますが、先ほど事務局から、競争的対話にかなり近づいたという話がございましたが、例えば我々はどうも、日本の既存の法律制度がまず頭の中にあって、そのプラットフォームの上でPFIはどういう形かということを考えるというプロセスが強かったのではないかと思うんですね。一遍日本の法律を全部頭から払拭して、それで公共的施設のベストバリューを求めるにはどういうプロセスがいいのかという形を考えたときに、それで日本の今の制度とどこがどういう形でクリアできるかという形のプロセスもこれから必要なのかな。そういう形をした方が、多分次の制度改革を見るときにはやりやすいのかなという感じもいたします。

例えば、先ほど参事官がおっしゃったところで、ヨーロッパと日本が違うのは、入札というものの考え方も大分違うと思うんですね。日本の場合、入札というのは、荘厳かつ厳粛な行為でありますけれども、入札という行為自体も相当実態は違う。例えば、先ほどの中でいきますと、日本の場合に競争的対話は入札の前に行われて、それで入札を行って、入札審査を行う、そういう表になっているわけですが、ヨーロッパの場合、対話があって、これはBFO (Best and Final Offer) のことだと思いますが、入札の中で、実際に選定過程の中で競争的対話が行われていって、その取りまとめとしてBFOという形で最終的な結論に持っていくという形でございますので、例えば「入札」という言葉一つをとっても大分意味合いが違ってくると思うんですね。そういう形で、一遍日本の法律を少し離れて考えて、それで、じゃ、ベストバリューを求めるにはどうしたらいいのかという形の発想も必要じゃないかと思います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。それではL委員お願いします。

L 専門委員 先ほどH委員が、取組意欲が減退というふうにおっしゃられました。私は、より大きくとらえていて、市場参加者によるPFIへの取り組みに対するパッション、熱意がなくなりつつあるのではなかろうかと考えています。必ずしもこれは悪いことではなく、実はこれはビジネスとして定着しているということで、公共主体も、民間主体も8年間やってきて、知識も蓄積され、業務自体に習熟し、かつ業務そのものもパターン化されてきている。ステレオタイプな案件では、ああ、PFIはこんなものなんだという形で、何とかビジネスとして成立するようになる。ところが、慣れて一応できるようになると、そこからプラクティスを改善しよいものにする、制度を変えてみたり、もっとこれを使いやすいものにする、あるいは社会にとってより有益なものにしようとする熱意がだんだんなくなっているわけですね。これは実際の案件の過半が単純なリスク移転のないハコ

モノ的な案件が多いこともその理由の一つになっています。単純である以上、習熟も早く、当然競争が激化するとともに、企業にとっての付加価値が薄くなるわけです。ここからペイしない PFI 案件が生まれ、銀行のみならず、事業者サイドでも、強力な競争が起こり、リターンが犠牲となるわけです。競争関係が起こること自体は悪い話ではないですが、リスク移転は限定され、単純な案件のみが横行、付加価値もなく、案件をフォローする熱意も減退するわけです。本来、官から民へのリスク移転を促進して、より複雑でおもしろくて大規模な案件があってもおかしい話ではないわけで、チャレンジできる案件があればあるほど市場での慣行に深みが生まれ、付加価値の高い案件や、案件をよくしようとする熱意も生まれてくるわけです。

ただ、現実には市場というのはおもしろいもので、玉石混淆、おもしろい案件とどうしようもない案件が混じっているわけですね。この意味では、プラクティスもプアなものベストプラクティスが一緒になっています。本来はベストプラクティスを共有して、公的部門と民間部門の知識レベルを向上すべきなんですが、残念ながら組織的な行動が行われていないというのが、今現在、PFI が抱えている最大の課題ではないかと。これは一体何をもたらしたのでしょうか。経済実体、すなわち、実際に官民の慣行と、あるべき規範のギャップがますます広がりつつあることを意味しているわけですね。プラクティスはどんどん進んでいます。契約のスタイルもかなり内容は進んでいて、なかなかよくできた契約とか、よくここまで考えられたというのものもあるわけなんです。議論も公開されていなければ、ほとんどデータも公開されていません。ということは、全国の官民がこれを共有できていない。恐らくさまざまなプロジェクトでは問題を内包しながら抱えて走っているでしょう。これでは恐らくどこかで課題が将来的に出てくる可能性というか、リスクが非常に大きいわけですし、本来あるべき姿というものをより情報公開しながら、ベストプラクティスとかプアプラクティスというものを議論していくべきようなことが必要ではないかと思います。

具体的にはさまざまな問題がございますね。先ほどさまざまな先生がおっしゃられましたが、例えばリスクマネジメントの問題、リスク分担のあり方の問題、リスクとは一体何かというのは、今の現行のガイドラインでは必ずしもうまく記載されていないわけです。リスクの定義はしていますが、リスク分担のあり方はどういうふうに考えて、やってはいけないプラクティスとやるべきプラクティスというのがあるはずなんです。果たしていかなものかという契約行動も既に現実に行われているわけです。こういったものを指摘しつつ、全体のキャパシティレベルをアップするようなことが必要じゃないかと思います。コントラクチャルディシプリンという意味でも、いかなものかと思われる契約的規定もあれば、よく考えられていて、マーケットをリードするような契約もあるというのも実態じゃないかと思います。

それとともに、果たして、このマーケットにおいて健全な競争が本当に行われているか否かというのは検証する必要があると思います。

例えば、リハビリテーションのPFIがございました。多分、当初建設を行った事業者がとるだろうとの市場の予測でそのとおりになりました。またすべての案件でしめしあわせたように1社しか入札に参加していない。これは一体何なのでしょう。本当に Value For Money があるのでしょうか。そもそもPFIでやる価値があるのでしょうか。どう考えても単純に債務の平準化のみを志向しているとは思えないわけです。本来そういう課題を投げかけつつ、競争環境をつくって、公共主体にとっての Value For Money を向上するためにはどういう仕組みが適用なのかというのをよく考えた上でPFIを実行すべきだと思うんです。例えば、こういう検証も何らなされていないという事実は、恐らく今後のPFIにとっても、誰かが何かを考えなければいけないことを示唆しているのではないかと思います。

この意味では、私は現状のプラクティスと規範のあり方にあるギャップを埋めるような行為が国に求められているのではないかという気がいたします。これはベストプラクティスとか実態を正確に把握しながらいいエレメントをすくい上げて、公的部門とともに民間部門がその情報を共有しながら全体のプラクティスを向上させていくということです。

制度的な問題も、実は私は地方公共団体の人とさまざまお話ししていて、そうだなと思いましたのが1点ございまして、皆さんの御意見をお聞きしたいと思うわけです。例えば、PFIは本来的には施設整備という考え方があります。指定管理者、市場化テスト、これはサービスが対象というわけです。ところが、現実には、指定管理者制度で民間事業者の投融资行為を伴う30年の指定管理者というのが出てきています。何が起こるのでしょうか。今現在の指定管理者というのは、一方的な行政処分として構成されている。サービスだけだったらそれは可能でしょう。投融资を含むと、さまざまな権利義務関係が起こってきます。基本協定書、附帯契約書、とてつもない厚さの契約文書ができています。それを行政処分だという形で処理できるでしょうか。今のところは法律上も契約上も整合性のある形でやっています。問題は、もし公的主体の違約事由が起こってきた場合、これは行政訴訟なのか、民事でやるのか、大議論が既に潜在的に起こってきているわけです。今現在、その問題は起こっていませんが、多くの案件でそういう問題を抱えているものも多いわけです。もし問題が起こったときは、どういうリスクや可能性があるかというのは、非常に慎重に考えているわけです。こういったものも恐らく制度の問題として、PFIを取り巻くさまざまな類似的な制度とともにそのあり方を考えて整理していくべきだと思っています。以上です。

山内部会長 どうもありがとうございました。それではAさんお願いします。

A委員 まず、2つの段階で申し上げたいと思います。

実は、ここに私は1枚のメモを持ってきておるんでございますが、日付は2003年12月11日で、私が推進委員会に提出したものでございます。ここには、それまでに、つまり2003年12月までに検討すべきという議論があつたにもかかわらず進んでいないペンディングのままの事項を8項目羅列したものでございます。これは将来ではなくて、既に議論が

あって、いろいろな問題があって進まなかったということでありましてけれども、当面、火急の問題も含めて議論をすべきという項目を8つ挙げております。

簡単に申し上げますと、1、Value For Money について、さまざまな項目について、中では特に税の取扱いとイコールフットイング。

2番目にリスク。リスクの問題はいろいろ多面的な問題がありますので、リスクとだけ申し上げておきます。

3番目が標準契約。これは、その時点では基本的な標準契約の案はできておりました。しかし、現実にはさまざまな事業がありますので、単一の標準契約では間に合わない。現実にはいろいろな能力の違う地方自治体さんがあるわけで、その中でいろいろな業務があるわけですから、事業分野別にあった方がよりやりやすいであろう。そういう意味で標準契約という項目を挙げました。

4番目に、民間事業者選定の入札プロセス。これは競争的対話方式も含めて議論があったので、その項目を挙げました。

5番目はD A。2003年の段階ではD Aというのはあまり議論が進んでいなかったということもありますし、D Aの契約が適用されるような事態、要するにトラブルが起きたときですね。エクジットをどうするか、そういう議論も進んでいなかったもので、これは早急にしませんと、将来事業が進んでいく上でトラブル発生に間に合わない。それを踏まえて議論すべきであるというのがあったわけでございます。

6番目は、業務要求水準書。これは今までも議論があったとおりでございます、わかりにくいとか、どのように設定したらいいか、こういう事例をもっと出さなければいけない。

7番目は、P F Iの導入段階で、これはいろいろ事業者さんからも要望があったわけですが、要素単価、これをどのように想定したらいいか。これは各発注者側と事業者側で、このときの私の記憶では、要望があったのは、建設省を初め、いろいろデータがあるでしょう。それを教えていただきたいという要望も含めて、公表してほしいという意見があったので、ここで Value For Money の計算と、そこにおけるさまざまな要素単価の公表をしてほしいという項目であります。

8番目は、公の施設と公物管理に関する研究。これは中間報告が出たのでございますけれども、P F Iの事業を行う上において、さまざまネックとしてあったわけでございます。部分的には、例えば北九州の港湾設備でございますとか、多少工夫をして抜いたわけですが、省庁の中には、P F Iなんかできるものではない、そういう意見があった時期でもございます。ここの部分をどのようにやっていくか。無理であれば、市場化テストでもあったかもしれませんが、P F Iでは既に部分的に過去の法律上難しいものについては、個別にP F Iが本当に必要ならば、似た事例で言いますと、公物管理と若干意味が違ってもいいかもしれませんが、公共の財産を貸し付けるような範囲をP F I法で広げたわけです。そういうことも含めて、公の施設、公物管理に関する規則をどのように問題を解決

していくか、こういう項目で8つ挙げたわけです。

ぱっとこの部分について、先ほどあった資料の中で、K委員の挙げられた項目、ちょっと表現は違うんですけども、6項目ほど挙げていますが、ほとんどダブっているんですね。これは何を意味しているかという、Value For Money の検討が一部進んだ部分もございませう。ところが、2003年12月の時点が私が挙げた8項目のすべてが今後の問題も含めて残っているということでございませう。

したがって、事務局については、実はこれは挙げたのは3回目なんです。2003年に挙げました。その後でも触れました。今日、3回目に触れた。もう一度見ていただきたい。すみませんが、もしあったら皆様にコピーを渡していただきたい。

これは、当初から大体わかっている項目を挙げたわけでございます。さらに、将来にわたっては、いろいろ皆さんが述べられたこと、当然検討すべきことだろうと思いますが、さらに、過去に既に議論になっている、あるいは方法として定まっているものとしまして、直近の法律改正におきまして、PFI法第21条の第6項の後段に、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し、必要な措置を講ずるものとする、これが出ているわけです。

これは一体何を意味しているかといいますと、実は、PFIに関しましては、当初から研究を含めた予算措置がなされています。毎年出ているわけですね。それを念頭に置いてデータベースを構築しなさい、こういうことを意味しているだろうと私は理解しております。それは、それぞれの事業におけるさまざまな契約内容とか、あるいは実際の事業計画とか、実績のレポート、これは事業実施後の皆様のチェックがございませう。そういうところの資料を委員会を主体に収集し、収集というのは法的に義務づけるかどうかは別でございますけれども、集めて、これが各関係者に利用していただけるような格好で公表する、これを意味しているのだろうと思います。これが現時点で、今後のということよりも、積み残し案件として、しかも法律で触れられている事項として残っていると私は考えております。

次に、ファイナンスでございますけれども、先ほど来H委員も触れられておりましたけれども、PFIというのはまさにファイナンス、これが主体で考えておられたわけでございますけれども、事業の内容そのものは公共部門が行うわけでございます。

そこで、ファイナンスを担う銀行その他さまざまな金融機関等がどういうことが期待されているかという、資金の提供だけでなく、事業の健全な遂行についてのチェック機能をどういうふうにも果たされるだろう。現実には、日本ではこれまでもお話があったように、ほとんど間接金融。これは銀行がかつて積み上げてきたさまざまな金融上のノウハウ、計画のチェックでございますとか、さまざまなリスクの認識でございますとか、そういうものについて、当初からPFIに関しては、リスクに関するチェックを含めて、銀行に対する期待が非常に大きかった。一方で、ファイナンスの専門といいますか、特に学術的な御専門の方は、直接金融がいいと、あるいは債券がどうだ、エクイティを含めて資本市場

でもっと広がったらいいと。現実には広がっていないわけです。

広がっていないということはどういうことかといいますと、いろいろな理由があるのでしょうけれども、リスクに対する分析とそれをどのように問題解決していくかという、そのプロセスと機関がないんですね。はっきり言い過ぎかもしれませんが、その分、日本の場合は間接金融という格好で、銀行をはじめ間接金融を担うところが果たしてきた、こういうことだろうと思います。

では、このままそれでいいのか。決してそうではないわけですね。これは当初から言われているので、銀行だけに資金負担をお願いしたら、いずれ行き詰まるであろう、そういうことも言われておりました。

では、そのときにどういうことを考え、何を目指したらいいのか。これは、資本市場から調達するという意味合いと、あるいは保険、あるいは保証機関、こういうところが銀行が担っているような機能を分担していく、こういうことも含めてやっていかないと、現実には広がらない。そういう意味で、ファイナンスをどのように考えるか、どのような措置を今後講じていくか。そのために必要な法的な措置はどうするか、これは当然必要になる。さまざまな方が述べられておりますし、ファイナンスにつきましては、先ほど2段階でというお話がありましたけれども、事業者決定のプロセスとファイナンスの決定のプロセスを分離するというのも、過去のこのようなグローバルなプロジェクトファイナンスではあり得る形態でありまして、既に認識されていることでございます。これをいかに日本のPFIの中に、同じようになるのかどうかというのは、私は結論を申し上げられませんが、ファイナンスからくるメリットをどのように公共部門へ還流させていくかという課題も既にあったわけでございます。

こういうことも含めて、今まで挙げました8点と、今申し上げたデータベースとファイナンスの課題、もっとあるとは思いますが、大きく言えばこの10点ですね。これは実は、今後どうであろうかというよりも、これまでの積み残しを一つ一つつぶしていかなければならないという意味合いで、私は考えております。それを積み上げていくことによって、PFIがもともと難しい形態の公共事業だろうと思うのでございますが、これを実際に根づかせるためには、既に触れられた課題を詰めていくことが重要だろうというように考えております。

山内部会長 ありがとうございます。最後、C委員お願いします。

C委員 ありがとうございます。各委員の先生方のおっしゃることに付け加えさせていただくことはあまりないのですが、総じて言えることは、問題点、課題について、冷静に1個1個検討していくと、それぞれがどの程度重要な問題であり、課題であるかが自ずと分かってくるのではないかと思います。また、そうした問題や課題が、どのような理屈、関係に立っているのかということも想像がつくように思います。

私が前回発言させていただきましてを一点補わさせて頂きすと、少なくとも私が法務アドバイザーとして直接手掛けている病院PFIのように非常に複雑な案件については、

事前の調査準備を相当確りとやらないとだめで、その過程での工夫を、昨年 11 月に公表された競争的対話導入に関する申し合わせのなかである程度公に認めてくださったことに感謝しております。それまでは明確なルールがなかったものですから、闇と言ったらおかしいですけども、よくわからない中でやってきた。それを説明のつくものにして頂いたということになります。これで、手続き的には相当のところまで課題の解決ができると思っています。仮定的条件を設けるという前提で入札条件を十分検討していけば、少なくとも事業者選定であり、その後の契約のところまではうまくいくことになると思います。ただ、実務上の問題はそこから先にあって、どんどん世の中は変わっていくわけですから、事業環境が変わっていったときに、当然契約変更の必要性が生じてくるわけです。契約変更が必要なときに、金融機関からご覧になってそれが許容できるかどうかという問題が 1 つはあります。当然そこには、費用負担を巡っての当事者間での紛争の可能性という問題もあります。それが病院じゃなくて、単なるハコモノであった場合にどうなのか、またハコモノであったとしても、例えばプールのような独立採算事業の施設の場合と、例がいいかどうかわかりませんが、議員宿舎のように、実際に使われる方と発注者とが異なっている場合に、将来の変化を見通してうまく要求水準がつくれるのかどうか、事業類型によって生じてくる問題は違うと思います

。こうしたことを含めて、一回冷静に議論、検討し、問題点の整理する必要があるように思います。私が前回申し上げていた要求水準書明確化等については、このような感じを持っております。

いま一つは契約書の点ですけども、契約書について、ひな型をつくるのであればひな型をつくるということで、それはそれで準備しても構わないように思います。ただ留意すべきことは、契約の本体は要求水準なので、その明確化というか、充実した内容にするための工夫が必要なことを忘れてはなりません。加えて、内容の詰まった要求水準を準備することに加え、事業者選定の際に提出される提案書の様式等まで検討し、そこから検討をし直していかないと、確りとした契約にはなりません。従って、契約書の雛形を準備したとしてもそれだけでは、本当のところ、取引コストの軽減には必ずしもつながらない。直接金融による資金調達を含めて幅広い参加者が安んじて資金を提供できるようにするには、その契約書は定型化されていて、要求水準書のできがよくなることで、パンカブルな契約であることが必要です。雛形作成がこれに貢献することになるうとは思いますが、その一つの要素に過ぎないのだろうと思っています。

更に、これと関連して、契約書の雛形の作成は、H 委員がおっしゃったような規模の大きな案件、例えば道路等のインフラ案件のような場合や、独立採算の案件に PFI を活用するというようなところとは、残念ながら必ずしも直接にリンクしないと思っています。どの課題を解決すると、それがどこの問題の解決につながり、この問題についてはこういう対処策をとらないと他の問題を引き起こす可能性があり、等々という議論を本当は一回やってみたいと思っています。これは極めて事務的な作業だと思っています。

こうした準備をすることで PFI 事業推進のプラットフォームをしっかりと大きくつくることができれば、極論すれば、国や、PFI を積極的に導入しようとする地方自治体であれば、複雑な案件であるがゆえに民の創意工夫を生かす意味の大きい案件について PFI で推進することができることとなります。他方で、例えば、私の生まれであります近江八幡が PFI で病院整備をいたしました、人口が 7 万人ほどの今の市の行政能力からいくと、将来必要とされてくる契約変更に対応していくことは必ずしも容易ではないように思います。ですから、こうした PFI 事業を遣ろうとした場合には、発注者にこの程度のマンパワーが必要で、この程度の費用と時間をかけた検討が必要であるよというところまで含めて、L さんのおっしゃっているベストプラクティスの話をすれば、PFI 事業推進についての大体の話は分かるように思います。言葉をかえれば、小さな市町村であっても、予めどのような問題があって、それに対してこのような考え方をすれば、どの辺りまでは簡単にできる。苦労はするけれども、事業を実施することができる、というようなこと分かる、手引きのようなものがあればよかろうと思います。

そういう観点からベストプラクティスの検討はすべきだと考えているのですが、私は自分自身で現に法律顧問として手掛けていることもあって、想像がつくのですが、公表資料でベストプラクティスだと説明されていたとしても、残念ながら、本当のポイントのところというのは必ずしも文献としては出されていないのが現状です。本当はそうしたところまで共有できるようなことにしないと、PFI 事業推進に役立つはずの情報がゆがんでしまいます。

例に挙げると、高知医療センターの整備事業ですが、いろいろな事情があって、外部に対し、医療面での成果が必ずしもよく伝わってきておりません。当初応募者の募集公告をした、今から数年前の段階では、統合する前の高知県立中央病院と高知市民病院における在院日数が 20 日ぐらいのレベルだったところ、今年の 6 月だと 12 日ぐらいまでに短縮されているにもかかわらず、病床利用率は高い水準を維持していると伺っております。また入院単価も 40,000 円そこそこだったのが、大学病院並みの 62,000 円を超えるところまでになっており、医業収益も開院 2 年で目標を達成したとのこと。それだけ病院の機能が向上しているのですが、このように病院の機能が上がると、他方で診療材料費が増加して、当初立てた病院予算の通りにはならず、一般財源からの繰り入れも減らないという事態が生ずることになるということでした。ですから、高知医療センターの例をブアなプラクティスとしてではなく、ベストプラクティスの例として評価すべきなのですが、その際には、その一端をご紹介させていただきましたような医療機能の向上に対する PFI の貢献といった細かい点まで立ち入って評価をしていく必要があって、そろそろこうした検証をすべき時期がきているのかもわかりません。

というのは、規模も大きく、将来的に意味のある、そして難しい PFI 案件で運営が始まって、大体 2 年か 3 年たってくると、契約時や開業時に立てた事業計画の見直しが必要になってくるからです。私自身は事業者の経験はないのですが、企業の方のお話を伺ってい

ると、子会社をつくって事業を開始されたときも、当初の事業計画通りに進むことはなく、事業開始後2～3年たったときに初めてその事業が落ち着いてくるので、その頃になって本格的な事業計画の見直しをするとのことでした。今、PFI事業はそういう時期に差しかかっていると思いますので、ベストプラクティスの分析を始めるのであったら、それは時宜を得たものだろうという気がします。

これもさっきのAさんのご指摘と重複するのですが、問題点というのは以前からわかっていた。解決すべき時期がいつくるのかという問題で、そういう時期がそろそろきているということなのでしょう。問題を整理するために、Value For Moneyの検討会でやっみたいに、問題点を一回全部挙げてみて、どれとどれとがどういうふうな関係に立っていて、どこの問題を押さえれば何が解決できるか、こういう形で議論を進めていくというのはどうかという思いをしております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。皆様から非常に広範に問題提起をしていただいて、これをやっているとかかなり時間がかかるんだけれども、まだ時間がちょっとあるので、皆さんの御意見を伺ったところで、これについてはこうだとか、御発言があれば、どうぞ。B委員。

B委員 若干お話ししたいと思います。

1つは、I委員から先ほど国賠のことについてのお話がございます、確かに発足当初は施設中心のPFIだったと思いますし、契約に関するガイドラインも、読んでみると、多分、施設中心の観念で事業者に損害賠償請求するというような指針できていると思いますが、ただ、運営を重視したPFIを実施しようとする、私が先ほど申し上げたような問題もあるいは出てくるかもしれない。ですから、私、それが決定的だとは申し上げていないのですが、傾向としてはこれから運営重視の中で問題になると。

それから、先ほど官民連携の複数の手法の調整が必要だということをお指摘申し上げたんですが、その関係で、例えばI委員が御指摘になられたように、公共サービス改革法では、特定公共サービスというものに法改正で付け加えていけば、公権力の行使に当たるようなサービスも追加できるという仕組みになっていると思うんですが、それはPFI推進の観点からいくと、いかに質のいい公共サービスを提供できるかという観点から、要するに、公共サービス改革法の改正をPFIの推進の観点から提案するというような、つまり、民間資金を活用して、競争による公共サービスの方の特定公共サービスの範囲を拡大するという提案をしていくという必要性もひょっとして出てくるかもしれない。つまり、施設が最も良好なサービスに適したようにやろうとするときに、そこに公権力の行使というPFI法のネックがもしあるとしたら、連携というのがひょっとして必要になるのかもしれないという気がしました。

それから、最後に、A委員から御指摘のあったデータベースというのは、私、大変重要なことだと思うんですが、これは質問なんですが、今それがどうなっているのか、この推

進室でやっておられるのか、それとも、PFIの協会がありますが、そこでやっておられるのか。それと関連しまして、最近、地方公共団体の中には、よその地方公共団体等から視察があったときにはお金をいただきますというところも出てきておりまして、そういうことも関連して、一体どういう体制で国として今のような情報の蓄積とその利用ということをするのか、これは質問をさせていただきたいと思います。

事務局 お答えになるかどうかでございますが、まず、私ども、ホームページで具体的な事業の実施状況ということにつきましては、私どものところで把握できる限りの情報を収集して提供しているところでございます。残念ながら私ども報告聴取等の法的な権限がございませんので、実質的には業界紙等に出ている情報を集めて、個別の地方自治体等の方に御連絡を差し上げて、こういった事実間違いございませんかということを確認をして情報を整理して、ホームページに載せているところでございます。また、B先生もよく御案内のとおり、私ども、さまざま委託調査をやっておりまして、そういった枠組みの中でデータを集めている部分もでございます。こういったものもホームページを通じて公表をしていっているところでございます。

それから、データベースについては、私ども非常に必要であるという認識を持っておりまして、しかるべく当局の方に予算要求をいたしたこともございますが、残念ながら認めただけなかったという経緯がございます。

以上です。

山内部会長 どうぞ。

C委員 今お話のございましたデータベースの件について申し上げますと、先ほども少し触れましたが近江八幡市立総合医療センターは、去年の10月に開院しましたが、昨年12月に、PFIによる新病院開設に関わった市や事業者の担当者、選定委員会の委員等から寄稿を求めて、冊子を出しております。病院を整備しようとする、その前段階で相当な数の人が関わって、基本構想なり基本計画を策定し、市民の合意形成したうえで取り掛かるわけなので、開院にいたるまでの経緯について、取りまとめたいい資料集になっております。それでも、近江八幡市立医療センターを開院した後に明らかになった問題点についてまでは、時期的な問題もあり、そこでは当然触れられておりません。先ほどお話の出たデータベースの件なんですが、データベースは下手をすると「ジャンクイン、ジャンクアウト」になりますので、よほど気をつけて、意味のある情報を、セレクトティブに集めないと、意味のあるものにはなりません。現状ではなかなか難しいのではないかとと思いますが、少なくとも地方自治体等がPFI事業を実施したときに、その内容等をしっかりした本にでもして、記念に出版するようにして、それを集めてみるというのもしいいのかもしれない。少なくともそうしたことの重要性を指摘し、推奨していただければ有難いと思っています。そのようにすれば、問題点は別におくとしても、PFI事業による公共事業の改善点だけは、よくわかるようになると思います。

ところで、問題点や課題点については、近江八幡のケースを例にしますと、明らかに官

民間の業務分担に掛かるインターフェースがうまくいっていないというところです。先ほどリスク分担というお話がございましたが、業務とリスクは裏腹の関係がありますから、これを業務分担の問題だとお考えください。当初考えていたような業務分担では病院の運営は必ずしもうまくいかないということが後になってわかることが多いのです。それが先ほど申し上げた契約変更の一つの大きなポイントになります。そういう情報は本当は開示した方がいいんですけども、行政の立場からすると事前の検討不足というような考え方をされるのでしょうか、なかなか開示されません。しかし、その原因としては事業環境の変化ということもありますから、事業継続のための仕組みがあり、その仕組みを使って契約の変更が出来たという捉え方もできるのです。それをどのようにして理解して頂き、情報の公表に結びつけるのかということが実務上の悩みでございます。

以上です。どうも有り難うございました。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょう。

よろしければ、今聞いて、いろいろな問題点、具体的な指摘をいただいたこともそうですし、それから、こういうふうにこれから進めていったらいいんじゃないか。例えば、今のお話で、問題点の指摘と対応策の検討とか、あるいはベストプラクティスの分析、データベースの収集とか、方法論的な問題も結構あったというふうに思います。

問題点は広範に広がっておりますので、とりあえずはそういう問題を洗いざらい出していくと。前回のこういう検討のときにもまさにそれをやって、いろいろな方からヒアリングをし、あるいはパブリックコメントで問題を指摘をしていただいたということもありますので、まずそれをやった上で何が必要かということをし少し検討することがよいと思います。そのときに、今御指摘にあったように、こういう問題点があったらこういうふうに対応するのがいいんだということを検討していくとか、あるいは、ベストプラクティスの中でいかに応用して情報として流布することによって、問題点を解決できるのかというようなこと、それから、データベースということをした上で、それでは、一体その次に法的な措置としてどうするんだと、こんなことをあぶりだしていくのがいいのかなと思っておりますが、これからどう進めるかについて、資料2で事務局の提案があるようですので、それを御説明いただいて、少し議論したいと思っております。よろしく申し上げます。

今後の検討の進め方について

事務局 それでは、資料2に従いまして簡単に御説明をさせていただきます。「PFI推進委員会総合部会における検討の進め方について(案)」という資料でございます。

既に委員の皆様方の方には日程について前倒しでいろいろと御調整をさせていただいてるところでございます。御案内のとおり総合部会には、定足数がございますので、できるだけ皆様のスケジュールを前倒しで、恐縮な言い方ですが、確保させていただきたいという趣旨でそのようにさせていただきました。おかげさまで、現在のところ、第5回まで何とか日程を確保することができました。一応11月の中旬ぐらいに推進委員会を開かせ

ていただきまして、そこで御報告というような段取りを考えております。一応 11 月 27 日に現委員の皆様方の任期が到来いたしますので、それまでということでまいりますと、大体このあたりが一つの適切な考え方かなということでございます。

そういたしまして、前回と同様の回数を確保するというと、8 回ということになります。そこで、7 月は残念ながら 1 回ということでございますけれども、8 月に 2 回、9 月に 2 回、10 月に 2 回、そして 11 月に 1 回という形で何とか御審議の時間を確保できればというふうに考えている次第でございます。

そこで、進め方でございますけれども、今、部会長より、いろいろと、例えばパブリックコメント等々も行うことによって、いろいろな皆様方から御意見を聴取することも重要であるといったような御指摘をいただいたところでございます。そういったこともございまして、8 月につきましては、具体的な公共施設等の管理者等ということで、いろいろと頑張っている地方公共団体の方からヒアリングをしていただくというのが一案ではないかなということで、8 月 9 日と 24 日につきまして、2 回に分けて、3 つくらいの地方公共団体からヒアリングをしていただくというのはいかがかという案をつくっております。

それから、先ほど H 委員、L 委員、K 委員、A 委員からお話がございましたとおり、ファイナンスというのも一つの大きなテーマではないかと。先ほど、プレイヤーの皆さんがシュリンクしているというようなお話もございました。このテーマにつきましては、いわゆるメガバンクさんだけでなく、ここは幅広く、例えば証券会社さんとか、地銀さんからもお話を聞くのがいいのかなということで、こちらも 3 つくらいということで、メガバンクさん、証券会社さん、地銀さんということで、8 月いっぱいいろいろとお話を聞いたかどうかということで整理をさせていただいております。

もちろんこれら 2 回の間につきましても、先ほど先生の方からおまとめいただいたとおり、いろいろと意見交換をしていただいて、事務局としてはそれを踏まえてまとめていく作業を進めさせていただきたいと存じております。

それから、実は経団連さんからいろいろと私どもとしても申し上げたいことがあるというようにお話を内々伺っております。こちらにつきましては、経団連さんにもいろいろと作業の段取り等があるようでございまして、第一義的には 9 月 11 日くらいであれば、何とかこういった場でお話ができるということでございますので、もし御了解であれば、9 月 11 日あたりに民間団体の皆様方からお話を聞いていただければと存じます。また、関係省庁等もいろいろと御意向等もございますので、部会の先生方御了解であれば、そういったところからもお話を聞くというのもあるかと存じます。

それから、先ほどもお話がございましたとおり、できるだけ御審議の時間を増やそうということで、11 日以降は、4 回、5 回、6 回、7 回、8 回につきましては、むしろいろいろと委員の皆様方での議論の会合ということで進めていただければと考えております。

ただ、皆様方がたいていただくたたき台がないとなかなか難しいかなというふうに思っ

ておりまして、私どもの方で一つのたたき台をつくりまして、大体 10 月の頭くらいにそれを皆様方の方にお出しして、どんどんとたたいていただくというようなことをしたらどうかと考えている次第でございます。

それから、今申し上げましたとおり、パブリックコメントをやってまいりたいと考えております。それから、地方公共団体アンケートとございますが、こちらにつきましては、地方公共団体に限らず、いわゆる公共施設等の管理者等、広く実際に事業をやっている皆様方に対してアンケートをやったらどうかと考えております。今回間に合いませんでしたが、できれば次回に具体的なアンケートの帳票をこの場にお示しをいただきまして、先生方の御意見を賜って、踏まえた形でやらせていただければと考えております。

以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

資料 2 にありますように、具体的に日程も決まっているところもありますが、当面は、インプットをしたいということですね。ヒアリング、アンケートということを中心にインプットしていくということで、地方公共団体、金融機関、経団連、関係省庁、こういったところを中心に 3 回ほどヒアリングをして、ちょうど夏休み期間でもありますので、インプットをしながら、一方で、今御説明がありましたように、どういう報告書といいますか、どういうまとめをするかというも頭の中に置いていただいてドラフトをつくっていただくということでもあります。それで 11 月までにすべての結論を出すということはちょっと無理といいますか、そういう目的ではございませんで、何が問題であって、こういう方向がいいのではないかとということをお聞きして、それをある意味では次の政権というか、任期の委員に申し送るということになるかと思っております。そのもとで、前回 Value For Money 等について、ガイドラインの改正をしましたがけれども、そういった具体策とか、場合によっては法改正すると、こういうふうにつなげていきたいということでもあります。今御説明いただきましたような進め方でしていくと思っておりますけれども、何か御意見等ございましたら御発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本的に資料 2 の進め方をお願いしたいというふうに思います。

そこで、今、地公体で先進的な取り組みということで、PFI の事業ですと、先ほどの現況報告の中で出ていましたけれども、例えば東京都とか仙台市さんとか福岡市、こういったところが一つの候補になるかというふうに思っております。日程がタイトでありますので、地方公共団体については、こちらにお越しいただくことについて、事務局から内諾をいただいているということですので、ヒアリングの対象としては、東京都、仙台市、福岡市、この辺でよろしゅうございますか。それでは、とりあえずこの 3 つの自治体ということですが、何か追加すべきところがありましたら、御意見をいただきたいと思ます。

それから、金融機関なんですけれども、これは専門委員がいらっしゃって、まさにこの問題、先ほども問題提起をしていただきましたので、ヒアリングもお願いしたいというふ

うに思っておりますが、そのほかに、いろいろなお立場があります。先ほども証券会社とか地方銀行の件も出ておりましたので、証券会社とか地方銀行も候補でよろしいのではないかというふうに思っております。具体的にどこというのはまだですけども、そんなところでもよろしいかと思っております。これについては、少し事務局の方でいろいろ打診をしていただいて、適切なところを選んでいただこうと思っておりますが、そんなところでもよろしゅうございますか。何かほかにこういうところというのはございますか。あるいは具体的には、こういう地銀さんから聞いてみたいとか、あるいは自治体はこういうところがいいというのがありましたら、御指摘をいただきますけれども、今あればよろしゅうございますか。

それでは、とりあえず8月9日については、地方公共団体として東京都、福岡市、金融機関として専門委員からヒアリングをしたいというふうに思っております。会議を2時間と想定しますと、ヒアリング先は3つぐらいが限界かなと思っておりますので、次回はこのお三方といえますか、3つの団体の方からというふうに思っております。よろしゅうございますか、この件は。

それでは、その先については、先ほど言いましたように、いろいろ御意見を伺いながら進めたいと思っております。そういうことでまたご連絡をしていただければと思います。

それから、今後の日程ですけども、9月までは先ほどの資料2で日程調整をさせていただいております。8月、9月、2回ずつで、あと4回ほどですけども、非常に御多忙で、もしかしたらご都合悪いという方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、なかなか皆様のご都合が合いませんので、こういう形で進めさせていただこうというふうに思いまして、いわゆる定足数ということもございますので、御出席いただければと思います。

それから、10月、11月については、改めて8月ぐらいの段階で皆様のご都合を伺って日程調整をさせていただこうというふうに思っておりますので、ご協力よろしく願いしたいと思っております。

以上が進め方ということで、皆さんにお諮りする点ですが、何か御意見ありますか。

Ｌ委員 24日、専門委員の意見発表とありますから、何らかの書面による陳述を要求されているわけでしょうか。出してよろしいですか。

事務局 これはそういうことは考えておりませんでした。その場で御意見をいただければということでございますが、もし先生の方で……。

Ｌ委員 何か出しましょうか。

事務局 ということであれば。

Ｌ委員 なるべく議論を早めにするために出した方がいいと思います。

山内部会長 それでは、もしよろしければ、今申し上げましたような工程で進めさせていただこうと思っておりますが、今日の議事は以上で終了ですけども、何か全体を通じて御発言があれば、まだちょっと時間がありますので、いかがでしょうか。

Ｋ委員 先ほどのデータベースの構築、先ほど事務局からお答えいただいて、それで一応けりがついているという感じもしますが、全体の中でもう少し議論した方がいいと思

ます。データベースの集め方、それからもう一つは、ただ単に集めたものを束ねるだけなのか。その中で何らかの一つの基準をもってそれを判断するという形でデータベースをつくるのか。例えば、言葉は悪いですけども、まがいものみたいなPFIの中にはあるわけです。紛れ込んでくる可能性もあるわけですから。そういうところを、例えば、総合部会のメンバーを含めてもいいですけども、そここのところのロンダリングするような形を考えたおやりなのか、それから、3番目ですけども、束ねたところで、これからどういうことがこの中で起こっているかという形、読み取りまで含めてデータベースをつくるのか、そのデータベースということについて、私は非常に重要なことだと思いますが、それについては、この中でまた別途議論をしていただきたいと思います。

山内部会長 ある意味では、3年ごとの見直しの中の一つの大きなポイントということで位置づけたいと思いますので、お願いします。

その他

山内部会長 他にいかがでしょうか。それでは、よろしければ、以上で今日の議事を閉じたいと思いますが、事務局、何か連絡事項等ございますか。

事務局 ありがとうございます。それでは、次回を8月9日木曜日、14時からを予定させていただいておりますので、また御出席の方をよろしく願いいたします。それと、10月、11月の日程につきましても、別途事務局に調整をさせていただきますので、こちらもどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

山内部会長 それでは、どうもありがとうございました。最後まで御熱心に御議論いただきました。これにて総合部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

- 以上 -